

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 8 番 (吉浜 覚) 1、安心・安全・健康で拘束のない生活について。

(1) 本村は、こども医療費窓口無料化が高校卒業まで対象となっているが、特に歯科検診で小中学校の要受診者の数 71 名に対して要受診なのに未受診の数 39 名。折角の窓口無料化なのになぜ要受診なのに未受診の数が多いのか、対策はないかとの質問に対し、今後は学校、保護者、歯科診療所と連携し、学校保健委員会としても虫歯治療に関して対応していきたい。また、送迎関係に関して実行できるようにしていきたいとの答弁があったが、どのような対策をとったか。

(2) 2 月 16 日、米軍の MC130J 特殊作戦機とみられる飛行機が大宜味中学校付近の上空での低空飛行が確認され、3 月 4 に村長と議長は「大惨事に繋がりかねない」等として、沖縄防衛局と外務省沖縄事務所へ住宅地上空等の飛行訓練中止を求めた。村の抗議文では住宅地上空の飛行を「大きな不安と恐怖を与える行為」と指摘している。村議会は 2 月 24 日に抗議決議と意見書を全会一致で可決。決議書と意見書では、①民間地とやんばるの国立公園上空の米軍機飛行訓練禁止②やんばるの国立公園内の世界遺産登録早期実現・環境保全への全面協力③日米地位協定の抜本の見直しを求めている。やんばる地域は生態系、生物多様性に優れ世界自然

遺産候補地にもなっている。また、昨年の3月に本議会でやんばるの自然豊かな山林を源とする多くの河川とダムは、水清く良質で豊富な水量を有し、中南部への主要な水源地域となって県民の水ガメとして大きな恩恵を与えている。沖縄本島の生活や経済活動は、安定的に水が供給されるという前提で成り立っており、良質な水の供給を続けるうえでも水源地の自然を良好な状況に保つことが重要であり、県全体としてこれまで以上に水源地域へ目を向けていく必要があるとして水源基金創設に関する要請決議をして、県知事、県企業局長、県議会議長へ要請をしている。しかし、村長は住宅地上空の飛行を「大きな不安と恐怖を与える行為」と指摘して住宅地上空等の飛行訓練中止を求めとしているが断片的である。私たち村民や県民の命、暮らしや貴重なやんばるの自然を守っていくためには、経済、社会、環境のバランスが重要であると考えます。そのバランスを保ちながら、持続可能な発展を続けるための担保を求める抗議や要請は必要ではないか。

(3) 村は、2018年に村立農村環境改善センター前バス停留所の待合所施設屋根の腐食劣化で危険なので撤去要望が区長からあり撤去をし、新たな設置は県バス協会に要望していると言っているが、バス利用者が雨や日差しが強い日の利用に支障をきたしているがいつ設置できるのか。また、

約3年も待合所施設がなく村として妙案はないか。

2、透明性や公平性、公正性な行政運営について。

(1) 12月定例会で村長は、予定価格の事前公表については、公表することにより予定価格が目安となって、競争が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易におこなわれる可能性があることから、村としては契約締結後に公表する。最低制限価格の複数設定については引き続き検討すると答弁をしている。公共工事の入札契約を巡っては、建設投資の減少や競争の激化等から地域の建設業者の疲弊や下請け業者へのしわ寄せが生じている。このため、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著となっており、このままでは、将来における公共工事の担い手が不足すると懸念されている。予定価格は設計価格であり、入札価格は予定価格に近いほうが適正で健全と考える。したがって、予定価格の事前公表することにより入札額の高止まりになるというのは筋違いと言える。繰り返し特定の業者との契約や最低制限価格との入札割合がほぼ100%で、工事施工や検査の杜撰さが浮き彫りになった事例は癒着そのもので、官製談合疑惑が延々と続くかのように、LED防犯取換工事の施工に会計検査院が手抜き工事を指摘され、工事の是正するため、手抜き施工業者と折半の負担だとして修繕費を予算執行している。品質確保

を追求し真面目に工事に取り組む業者や村民に理解の得られる入札制度や検査制度等の透明性や公平性、公正性な行政運営への前段として予定価格の事前公表と最低制限価格の複数設定の改善はないか。

(2) 旧塩屋小学校跡地活用事業「バナメイエビ養殖事業」と称して運動場で養殖場を設置し事業を展開している。しかし、旧塩屋小学校跡地活用事業賃貸契約者の一般社団法人 A の事業目的は、地域貢献、教育活動、観光推進をテーマにした活動を目的とし、その目的のために次の事業（省略）を行うとしている。養殖事業を展開は、別法人 B（法人 A の代表理事も取締役を兼ねている）が実施していると思われるが事実はどうなのか。また、法人 A や B 事務所の所在地も塩屋の同一地番である。なぜ、事業者からエビ養殖のため事業計画変更及び貸付物件の現状変更の承諾をしたのか。村立学校跡地活用基本方針では、学校は、地域に開かれた生涯学習、スポーツ等の活動の場所として利用されており様々なコミュニティー活動が行われてきた。また、災害時には避難所となる体育館は地域の防災活動の拠点として重要な施設で、閉校後も体育館、運動場の機能の存続は地域から求められているのでそれらを考慮するとある。ところが、12 月議会で今後、基本方針に則り活用をどのように推進していくのかとの質問に対して、村長は現入居者である一般社団法人 A の事業計画に沿った事業計

画であり、その計画には複数あるため、全てが整ってはいないが、スポーツツーリズムの塩屋湾の活用や特産品販路拡大、開発など、村の課題解決に資する事業であると捉えているので、今後も連携して推進していきたいと考えていると答弁をしている。しかし、これまでに区民運動会、アートフェスティバル等に活用されていた運動場にエビ養殖事業は運動場の機能の存続は地域から求められているので住民は問題として捉えている。また、一般社団法人 A は活動目的の事業にエビ養殖はないので、契約者ではない法人 B を立ち上げ、事業計画があるとして事業を展開しているのではないのか。この学校跡地はこれまでに地域の愛着やほこりを培いコミュニティーを形成する絆は、地域社会にとっては重要であり、跡地活用基本方針に考慮し、元の状態に戻して住民に活用させるべきと考えるがどうか。

3、地域の経済基盤の確立について。

2019 年全国 1741 市町村所得（年収）総務省発表を基にしたランキングがネットで大宜味村は 1741 位、平均所得 205 万 5,173 円と発信された。また、2020 年のラスパイレス指数を示す県内の市町村職員給与が示され大宜味村は 11 位で 97.4 の指数と、2019 年度の 1 人当たりの給与費 486 万円と公表され格差社会を印象付けるものであり、村民所得を上げるための対策が求められている。

(1) 村の振興を担う戦略作物と位置けているシークワサーを今年度は、各取扱業者とも全量買い取るとの情報もあり、今年度の村内の生産量(出荷量)、生産額、未出荷量はいくらか。また、12月議会でシークワサー専業農家が平均所得205万5,173円の農業所得を上げるためには、目安として1kg当たり140円で計算すると面積約3,000坪、収穫量約24tとなっているとの答弁している。村は、過去に1kg当たり450円の指標値や取引価格があった事を記憶にあると思う。シークワサー産業は、所得にどのような効果をもたらし、収穫期の労働力確保の問題をはじめ課題が山積し経営安定への対策が求められている。農家の経営基盤強化や農業次世代が自立できる本村のシークワサー(加工用)の農業経営技術指標でどれだけの面積や収穫量(本数)が必要になるか。

(2) 塩屋漁港に目的外使用の日東商船塩屋漁港営業所が設置されていて、塩屋-伊江島-伊是名-伊平屋航路案内所の看板も表示されている。12月議会で村長は、今年の4月就航を目指していると答弁しているが、就航はいつからか。また、同社と思われる商船会社が塩屋から与論・沖永良部へ7月から就航予定と報道があるが、それぞれの事業の概要説明を求める。また、事業計画に期待と不安がある中、事業が展開することにより、漁港や周辺環境への効果と影響をどのように想定しているかお聞きした

いと思います。

○ 教育長（米須邦雄） 議員質問の1の（1）歯科検診の未受診の件につきまして、その後についてですが、その後、学校保健委員会を持ちまして、話し合いを持ちました。その中で、やっぱり基本的には保護者の意識の問題であると。その保護者の意識を変えるような、変えてもらいたいという意見が出ました。それから歯科診療所の送迎の件につきましては、現在のところ実施はしておりませんが、村立歯科診療所も送迎に関しては協力してもよいとのことでしたので、今後については送迎の方法を検討し、保護者等への通知を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の（2）につきましては、今年2月中旬に大宜味村住宅地上空を大型輸送機が低空飛行していることを踏まえ、3月4日に直接、沖縄防衛局及び外務省特命全権大使に対し、大宜味村結の浜地区における米空軍のMC130J特殊作戦機による低空飛行について抗議してまいりました。

我々の村民が生活する上空を低空飛行していたという人命にかかわる危機的状況であったことも含め、緊急に抗議する必要がありました。決してやんばるの森上空にても米軍機による飛行を容認するわけではありません。

(3) 喜如嘉第1バス停につきましては、平成30年8月にバス停上屋の腐食劣化で危険であるので撤去してほしいと区長からの要請があり、撤去を行いました。

新たな設置につきましては、令和2年6月19日に沖縄県バス協会に要請しております。

引き続き当該停留所の上屋設置の早期実現に向けて要請してまいります。

それから2の(1)については、第8回定例会においてお答えしましたが、契約担当課と事業課において検討した結果、予定価格の事前公表につきましては、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限され、落札価格が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることから村としては、契約締結後に公表してまいります。

最低制限価格の複数設定につきましては、令和3年4月以降の入札から実施に向けて準備を進めております。

(2)につきましては、今後の進行について、住民への説明を十分に行い、安全・安心であることを第一に進めていくことが条件となることを伝えているところでございます。

それから3の(1)につきましては、12月一般質問と同じ答弁になりますが、現段階、村内の出荷量を一番多く取り扱っているJAおきなわの1キロ当たり140円を目安にするのが妥当だと考えており、140円で沖縄県の最新版平成25年度改訂農業経営指標で計算すると面積が約3,000坪、収穫量約24トンとなります。

今年度の村内の生産量等は現在集計中ですので、参考に令和元年度の本村が集計して把握している生産量は約1,533トン。生産額は約2億2,000万円。未出荷量は把握しておりません。

(2)につきましては、前回答弁した4月就航を目指している経路は、起点知名漁港～与論港経由～終点塩屋漁港で、現在、把握しているのが、令和3年2月12日付で沖縄総合事務局長から一般旅客定期航路事業許可が下りております。旅客定員60名1日2往復で、新型コロナウイルスによる社会情勢を踏まえ、令和3年7月就航を目指しているそうです。本村としては、人の流動があるので観光等いろいろな経済効果に期待をしております。

なお、塩屋→伊江島→伊是名→伊平屋航路につきましては、許可の申請をしているとは聞いておりませんので、未定だと思っております。

なお、詳しい内容につきましては、来週日程を調整して計画をお伺いす

ることになっております。

○ 村長（宮城功光） 答弁漏れがあるということでもありますけれども、一般社団法人Aのことだと思っておりますけれども、そこはナカニシさんという方がエビ養殖の企業、琉球フーズの役員でもあって、その辺の関係で事業を進めてきているところであります。指摘されている件、分かりますけれども、内容については課長のほうからしっかりと、今、村が対策取っていることを説明させますので、御理解いただきたいと思っております。

（「対策じゃなくて、事実かということ聞いています」と呼ぶ者あり）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

この（２）の上のほうから６行目ぐらいですか。法人の関わりですけれども、貸している事業者としては一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターです。これは１２月でしたか、その質問のところでも話はしてもらっているところですが、一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターの傘下に社団法人、ユーティリティーセンターの理事長ですけれども、こちらの方と琉球フーズ株式会社という事業がエビ養殖をやっておりますが、法人のユーティリティーセンターの代表のほうが大きく出資をした会社

となって、琉球フーズの新しい社長を据えて社団法人の傘下として申請を
してもらって、事業承認をしているということになりますので、事業承認
を得た事業ということで、こちら事業計画に乗っています。それは販路拡
大とか大宜味村の特産品になるような活動ということで、ほかの事業もあ
りますけれども、それとその事業計画に沿った形で進めていこうという事
業内容になっています。

○ 8番（吉浜 覚） 今、課長からユーティリティーセンターの下部組
織だということで、琉球フーズの事業だという説明がありました。契約し
ているのはユーティリティーセンターとやっているんですが、ユーティリ
ティーセンターは、この一般社団法人で、目的は当法人は地域貢献教育活
動観光振興をテーマにした活動を目的とした、その目的に資するために事
業をします。その中に傘下と言いながら、農林水産業のものはうたわれて
いません。そしてこの一般社団法人の性格は、営利を目的としない法人を
指しているので、ユーティリティーセンターは特記事項ではB社が目的と
している農業畜産業及び水産業に畜産物の製造、加工、築造、運搬及び販
売はないことになっております。それでこの住民説明会では経過説明はバ
ナメイエビ養殖の現況についてということで、ユーティリティーセンター
や琉球フーズ括弧になっているんですけれども、経緯のほうで、これは平

成 30 年 4 月 19 日に公募により一般財団法人ユーティリティーセンター
新規設立ということになっております。（シージュース株式会社、所在地
田港）ということになっているんですが、謄本を見ると、令和 2 年 5 月 1
日移転ということで、これはシージュースはなっているけど、このユーテ
ィリティーは 4 月 5 日に法人設立されています。そうしたら、登記は塩屋
小学校になっています。そしてなぜ 4 月 19 日にユーティリティーセンタ
ーと契約ができたんですか。おかしいんじゃないですか。公募の情報では、
私が記憶しているのは、シージュースが選定の優位性というのは教室でシ
ークワサー加工を展開する計画の優位性から選定されていると記憶を
しているんですが、シージュースじゃなくて、シージュースもさっき言っ
た会社 A、B もみんな塩屋小学校になっています。それでそういうことで、
実際は応募はシージュースでやって、契約はユーティリティーとやったん
じゃないですかと思われるんですけども、それで経緯の学校、一番の平
成 30 年 4 月 9 日、学校跡地利用活用事業として賃貸契約をしているとあ
るが、どこと契約したのかというのはユーティリティーということになっ
ていると思うんだけど、何で事業を応募したシージュースじゃなくてユー
ティリティーと契約して、そして事業目的にもない展開をしているかと。
そして令和 2 年 2 月 10 日に事業者から改築承諾依頼と令和 2 年 3 月 10

日、事業計画変更及び貸付け物件の現状変更の承認回答大宜味村となっているが、どことこれは契約しているのか、それをもう一度、この変更依頼を出した業者と、承認はもちろん同じ業者と思いますけれども、会社名を教えてください。よろしくお願いします。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

この公募をかけたときに、要綱の中で新規事業者を立ち上げることが可能となっておりましたので、新規事業者を立ち上げる前はシージュース株式会社の代表のほうで申請をしております。その申込みのときにこういう会社を立ち上げますよと、一般社団法人大宜味ユースティティセンターを立ち上げますよということで申込みをいただきました。契約はその大宜味ユースティティセンターで契約をして、登記をしてもらっているという状況になって、今の事業展開になっています。令和2年度の、去年の今頃ですけれども、当初、正月ですね、塩屋小学校のグランドゴルフをやっているところで、私はいなかったんですが、区民の皆様のほうに事業説明、こういうのをしたいんだけどということであったようです。その後、2月にもう事業をしたいんだけど、改築をしていいですかという文書が来ました。ただ、その改築だけでは我々は認められませんのでということで、話

を、協議を一緒に進めながら、法的なものを確認しながら、3月の状況で変更承認するための契約書に基づく手続をしてくださいということで、一般社団法人のユーティリティーセンターのほうに求めております。その中の事業するものとしては、傘下である琉球フーズ株式会社が事業を展開していきますよというところになっています。社団法人というのは、営利を目的としないわけではなくて、営利はできます。ただ、株式会社みたいに営利の中からみんなに回していくようなことができないと書かれているはずですので、そこは私たちは、それはできないとかということは特に問題はないと思いますが、事業展開としては、事業申請に基づいて承認して、ただ、本当に大きな迷惑というか、村民とか村民以外にも、県民にも、全国的にも迷惑かけた事業になっておりますので、今後しっかり住民説明をしてもらいながら、今後どうしていくかというのを今調整を図っているところです。

○ 8番（吉浜 覚） 今、ユーティリティーと変更契約承認しているという説明でしたけれども、一般社団法人は営利はできないということで、これネットで見たら営利を目的としない点ですということになっております。それで優位性というのは、シークワサー加工場を塩屋小学校内で売るからということでやっているんですが、実際はエビ養殖に変わってい

るんじゃないですか。なぜこんな便宜を図るかということで。そしてさらに住民説明会では、この次第の（３）のバナメイエビ養殖現況について、経緯の公募によりユーティリティーセンター選定（株式会社所在地田港）となっているけど、私、膳本から調べました。532番地、村長所有の土地です。これだけ便宜を図ってね、何でこんな大きなことを起こして、一般社団法人と言いながら、この事業が本当に展開できるのか。今日は確認だけに止めます。一応、当たり前、便宜を図らずにちゃんとやるべきじゃないかと思っています。これは区民だまし、村民だましです。シークワサー工場をつくるからということで、それを優位性でやっているのに。それで記憶しておりますので、今回はこれで事実関係だけをさっき言ったものを取り出しています。次へ移ります。

契約の関係ですけれども、先ほど村長が最低価格の複数制度というのは4月からやっていきたいと。前回と同じに予定価格はだめですというふうな話をしておりました。しかし、私、役場から求めて公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてということでいただきました。その中で総合評価方式、さっきの入札制度の矛盾を変える制度があって、総合評価方式というのがあって、公共工事における入札で、価格だけで評価していた従来の入札方式とは違い、品質を高めるための新しい技術者のノウハウを評

価する、新しい方式ですということと。あと地域維持契約方式とかあります。そして高止まりするというのは、特定法人における分が高止まりするのであって、最近、伊平屋や本部、今帰仁の衛生組合で談合事件が発生しています。そういう意味でも、そういうものを回避するためにもぜひ必要と思っています。それで高止まりするというのは、私は詭弁だと思っています。村長が影響力を持ちたいからというふうな形でこう思っていますが、実は工事が終わったら、工事成績評価を通知しているのか。それを聞きたいと思います。それでほかの方々のところでも聞いておりますけれども、これを通知しているのか、それを確認していきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 総務課長（知念和史） 完了後の評価のほうは、現在のところ行っておりません。

○ 8番（吉浜 覚） 事実関係だけです。次回やります。それで今回シークワサー問題だけど、シークワサー問題の価格の設定が、実はさっき課長に渡しているけど、ああいう3,000坪では経営できません。実質的にできるのは幾らか、検討をなさったらそれを答えていただきたいと思います。

○ 産業振興課兼農業委員会事務局長（花田義徳） 質問にお答えします。

沖縄県の農業経営指針、こちらのほうはあくまでも参考という形になります。こちらのほう北部の露地栽培の方法で具体的に計算しており、農家一人一人が利用状況の実態に合った修正や追加、更新等の補正をかけて、農家の経営の目安と考えております。以上です。

○ 8番（吉浜 覚） 3,000坪と言っているんですけど、収穫がその1人で収穫することになっております。すなわち、この3,000坪は1人で4か月かかっても収穫できません。2,400坪、それでやると単価が163円になります。それを次回検証して、補正かけてからというふうな話もあったんですけど、地域に。その辺をきちんとやって農家の所得を上げるように努めてください。以上で終わります。